

内部監査実施状況

(令和6年3月31日現在)

宮城労働局

監査対象官署名	監査実施日	主な監査項目	監査結果の概要	講ずる措置
局内各課室	令和5年 9月11日 ～ 令和5年 12月8日	・会計経理事務に関する事項 ・管理事務に関する事項 ・その他	出納官吏等の命免関係、出勤簿・休暇簿、超過勤務・旅費事務、物品、非常勤職員関係等、全般的に概ね適正な事務処理が行われていた。一部において次のとおり事務処理誤りが認められた。 ① 超過勤務時間報告に誤り(支給率の集計誤り)があった。	① 超過勤務手当の不足が判明。直ちに追給処理を行った。再発防止策として、報告作成時に作成者と確認者の複数人で照合・確認することとし、勤務時間管理を徹底する。
仙台 労働基準監督署 他4署	令和5年 9月28日 ～ 令和5年 10月23日	・会計経理事務に関する事項 ・管理事務に関する事項 ・その他	出勤簿・休暇簿、超過勤務・旅費事務、庁舎管理、物品、非常勤職員関係等、全般的に概ね適正な事務処理が行われていた。	引き続き、事務担当者及び管理者による点検・確認を徹底することにより適正な事務処理を行う。
仙台 公共職業安定所 他9所	令和5年 9月8日 ～ 令和5年 11月20日	・会計経理事務に関する事項 ・管理事務に関する事項 ・その他	出勤簿・休暇簿、超過勤務・旅費事務、庁舎管理、物品、非常勤職員関係等、全般的に概ね適正な事務処理が行われていた。一部において次のとおり事務処理誤りが認められた。 ① 給与減額に係る報告に誤り(育児時間の報告もれ)があった。 ② 超過勤務時間報告に誤り(支給率の集計誤り)があった。 ③ 非常勤職員に係る活動実績報告に誤り(無給休暇の集計誤り)があった。	① 職員給与の過誤払いが判明。直ちに回収処理を行った。再発防止策として、報告作成時に関連通達等を確認し、作成者と確認者の複数人で照合・確認することとし、勤務管理を徹底する。 ② 超過勤務手当の過不足が判明。直ちに回収又は追給処理を行った。再発防止策として、報告作成時に作成者と確認者の複数人で照合・確認することとし、勤務時間管理を徹底する。 ③ 謝金の過誤払いが判明。直ちに回収処理を行った。再発防止策として、報告作成時に関連通達等を確認し、作成者と確認者の複数人で照合・確認することとし、勤務管理を徹底する。